

K's 訪問看護ステーション 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕 重要事項説明書

【介護保険】【医療保険】

この重要事項説明書は医療法人社団恵仁会が提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業について利用契約の締結を希望される方に対して、介護保険法等の関係法令等に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

K's 訪問看護ステーション(介護保険)

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団 恵仁会
主たる事務所の所在地	〒413-0015 静岡県熱海市中央町17-15 K'sメディカルビル5階
代表者(職名・氏名)	理事長 河西 研一
電話番号	0557-83-7830

2. 事業所の概要

事業所の名称	K's訪問看護ステーション	
サービスの種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒413-0021 静岡県熱海市清水町3-23 ラグゼシア1F	
電話番号・FAX	0557-52-3568	0557-52-4113
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定	2260590084
管理者の氏名	中嶋 歩	
通常の事業の実施地域	静岡県熱海市(初島を除く)・静岡県田方郡函南町 神奈川県湯河原市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その意思及び人格を尊重し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)を提供することを目的とします。
運営の方針	1. 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図ります。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

(1) 指定訪問看護等のサービス内容は、以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 病状、障害、全身状態の観察 | ⑦ 服薬管理など認知症患者の看護 |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導・助言等 |
| ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 | ⑨ カテーテル等の交換・管理 |
| ④ 褥瘡の予防・処置 | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |
| ⑤ ADLの維持向上のためのリハビリ | ⑪ 家族の健康管理・指導・相談 |
| ⑥ ターミナルケア | ⑫ 福祉サービス等社会資源についての情報提供 |

(2)看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者などの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月4日)及び研修などによる臨時休業日を除きます。
営業時間	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分 土曜日・日曜日 午前9時00分～午後12時30分
※上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を整備しています。	

6. 事業所の従業員の体制

(2024年4月1日現在)

管理者の氏名	中嶋 歩
--------	------

従業員の職種	勤務の形態・人数
看護 師	常勤(管理者兼務1人)と非常勤 合わせて3人以上

7. 利用料等

(1)訪問看護・介護予防訪問看護の費用

介護保険または医療保険のサービスを利用した場合の基本利用料金等は「重要事項説明書別紙」をご参照ください。

(2)その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は、その実費をいただきます。自動車を使用した場合の交通費は、次の額となります。 (1)通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 km未満 150 円 (2)通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 km以上 20 km未満 250 円 (3)通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 20 km以上 350 円
死後の処置	指定訪問看護の提供と連続して行われる死後の処置 15,000 円

(3)キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をする場合には、利用予定日の前営業日 18 時までには事業所に申し出てください。利用日の前営業日 18 時までには連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日18時までにご連絡を頂いた場合	無料
利用予定日の当日 予定の1時間以内にご連絡を頂いた場合	利用者負担金の50%の額
利用予定日の訪問までにご連絡がなかった場合	3,000円

(4)支払い方法

毎月、10日頃に前月分の利用料の請求を致しますので、以下の方法でお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月15日(祝休日の場合は直前の平日)までに事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 静岡銀行 熱海支店 普通口座0979930 口座名義 医療法人社団 恵仁会 理事長 河西 研一 ※振込手数料は利用者負担となりますのでご了承ください。
引き落とし	サービスを利用した月の翌月27日前後に引き落としされます。 引き落とし開始までは1～3か月かかります。引き落としが可能になった時点でそれまでの利用料をまとめてお支払いいただけます。
現金払い	サービスを利用した翌月に訪問看護の計画等がある利用者については、初回訪問時に、従業者へ現金で支払いをすることができます。この場合は、利用月の翌月末日までを期限に支払いをすることができます。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1)定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

(2)サービスの変更等のご連絡

体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

(3)備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

(4)金銭又は物品の教授のお断り

訪問看護サービススタッフは、一部の奉仕者ではないことを吹く各自覚して公平・公正な職務の遂行に心がけております。患者様やご家族の方などからの御心付けなどは、受け取ることが禁じられておりますことご理解いただきたいと思っております。

(5)社会情勢および天災

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が困難な場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

また、道路の混雑具合や前後の他の患者様への緊急対応などにより、訪問時間が前後する場合があります。大幅な時間の変更は電話連絡させていただきますが、15分までの前後はご了承ください。

9.虐待の防止について

事業所は、利用者などの人権の擁護、虐待の防止などのために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	責任者	管理者：中嶋 歩
-------------	-----	----------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族など高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	連絡先	

11. 秘密保持及び個人情報の保護

事業者及びその従業者は、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第3者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画などの立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者などとの連絡調整などにおいて、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

(1)個人情報の利用目的

- ① サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状況説明に必要な場合

- ② サービスの提供に関する事で、第三者の個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- ③ サービスの提供に関する事以外で、以下の通り必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会の回答、会計・経理、損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談又は届出等
※学生などの実習・研修協力(事前に確認し、私の同意を得る)
※学芸や学会などでの発表(匿名化が困難な場合には私の同意を得る)

(2)個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律の下に処分させていただきます。

別途同意書あり

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります

(1)利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了をご希望される場合には、あらかじめお申し出ください。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこの契約を解約することができます。

(2)事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1か月前までに文書で通知します。

(3)自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が医療機関や介護保険施設へ入院又は入所した場合、利用者が死亡した場合
- ・ 利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・ 主治医から指示書が出なくなった場合

(4)その他

① 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます

- ・ 事業者が、正当な理由なくサービス提供しない場合、守秘義務に反した場合
- ・ 事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・ 事業者が、倒産した場合

② その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料などの変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③ 次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります

- ・ 利用者の利用料などの支払いが3か月以上遅延した場合
- ・ 利用者又はその家族が事業者や従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0557-52-3568
	受付日時 月曜日から金曜日 午前9時00分～午後6時00分
	受付担当者/解決責任者 K's訪問看護ステーション 看護師 中嶋 歩

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	熱海市 長寿介護課	TEL 0557-86-6283
	函南町 福祉課	TEL 055-979-8126
	湯河原町 介護課	TEL 0465-63-2111
	静岡県国民健康保険団体連合会	TEL 054-253-5590

年 月 日

事業所は、契約者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

所在地 静岡県熱海市清水町 3-23 ラグゼシア1F

事業所名 K's 訪問看護ステーション

職・氏名 管理者 中嶋 歩 印

説明者 _____ 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄 _____